

伊方町新規就業者支援対策事業

1 事業の目的

基幹産業の農林水産業は人口の減少、高齢化により、担い手不足が深刻な状況となっている。このため、将来を担う若者を中心とした新規就業者（以下「就業者」という。）を一人でも多く確保し、将来ある農林水産業の確立を目指していくため、就業経費の支援を行う伊方町新規就業者支援対策事業を実施して地域全体の活性化を図る。

2 補助要件等

(1) 就業者は、次の各要件のすべてに該当する者であって、審査会が適当と認めたものとする。ただし、町の農林水産業の振興に必要と町長が特別に認めた場合を除く。

ア 新規学卒就業者及び新規参入者で、新たに農林水産業に就業した者

イ 町内に居住する者で、申請時に18歳以上40歳以下の者

ウ 土地、漁船等を所有している親族が伊方町内に在住している者、又は将来において所有する見込がある者

(2) 本事業の対象となる研修は、3年以内とし、申請時に提出された就業計画に基づき実施しなければならない。

(3) 支援期間は3年以内とし、支援期間終了後7年以上就業する者とする。

(4) 補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、その交付を取り消し、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

ア 支援期間中又は期間終了後7年以内に就業しなくなったとき。

イ 不正な申請等があったとき。

3 事業主体

本事業は、町が事業主体となり、町、県、団体、地域とが協力し就業者の自立を支援する。

4 補助金の額

(1) 親族の経営基盤を引き継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者
就業月額 5万円

(2) 親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者、又は親族が死亡等のため、代わりに新規経営する者
就業月額10万円

5 手続きの手順

- ① 事業の認定を受けようとする就業者は認定申請書に関係書類を添えて町へ提出する。
- ② 町が設置する「新規就業者支援対策事業審査会」で申請書の内容について審査を行い、その報告に基づき認定書を交付する。
- ③ 認定を受けた就業者は、交付申請書に関係書類を添えて町へ提出する。
- ④ 町は、申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、交付決定通知書を交付する。
- ⑤ 補助金の額の決定通知を受けた就業者は、毎月翌月の10日までに補助金請求書に研修日誌を添えて町へ提出する。
- ⑥ 町は、就業者に対し補助金を交付決定した日の属する翌月から毎月支給する。
- ⑦ 就業者は、就業状況を事業実施期間終了後7年間は年1回、町へ報告する。